

1. はじめに

昨今の厳しく、また激動する環境の中で市政の舵取りをしていくためには、常に地方自治の原点に立ち返りながら、状況の変化に適確に対応していくことが肝要であります。

現在、地方自治の最大の関心事はいわゆる三位一体の改革であり、この帰趨は、今後の地方自治を確立するうえで大いなる課題であります。

わけても税源移譲については依然として不透明であり、古賀市においても平成16年度は暫定的に所得譲与税が移譲されますが、補助金と地方交付税等の減額分を補うには程遠く、誠に厳しい状況であります。

国・県の厳しい財政状況・税源移譲の現状を勘案しますと、今後古賀市における行政需要を的確に把握することはもちろん、事務事業の優先順位を厳しく見極める必要があると考えます。また、あらゆる分野に亘り、経費の削減と効率的運用に努め、健全財政の維持に努める所存ではありますが、市民、議会におかれましても、状況をよくご理解の上、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 合併問題

さて、合併問題は、ただ今申し上げました地方財政の問題とも深く関連いたしますことから、かねてより申し上げておりました市長としての一定の方向づけにつき、先ず申し述べさせていただきたいと思えます。

合併はそれ自体が目的ではなく、今後、中長期的な視野で子孫のためにどのような自治体を残していくべきかを考える時、まちづくりの有効な手段の一つとしてとらえるべきと考えます。また合併の効果、功罪については3年や5年で評価できるものではなく、30年、50年の年月で評価すべきものであります。

古賀市も1町2村の合併後半世紀を経ており、この段階で過去を振り返り、その評価をすることも意義あることと思われれます。

例えば、人口は昭和30年には16,000人であったものが48年後の平成15年には56,600人と3.5倍に増加しておりますし、このことにより平成9年には単独で市制施行を果たしました。

また、古賀インターの開設、工業団地の誘致、道路の一体的整備、あるいは介護保険の単独実施等は、合併がなければ不可能であったと思われる。

今後、古賀市における最大のテーマは、古賀市の個性に磨きをかけ、住むことに誇りを持ち、市民憲章にありますように“名実共に栄誉ある古賀市にする”ことであり、それと共にその土台となる“安心”と“快適”を担保する行政施策の充実、更にそれを可能たらしめる財源の確保も忘れてはならないと考えます。

以上のことを念頭におきながら、古賀市を取り巻く現状を見てみますと、
(1) 生活圏・経済圏の広がりとは広域行政

交通や情報網の発達により、この半世紀の間に市民それぞれの生活や経済活動の範囲は大幅に拡大し、市町村の行政境の持つ意味が希薄になってきておりますし、地域一帯の課題に応じた行政組織としては一部事務組合等を設立し広域行政を推進しており、これらは市町村単独で運営するよりも、より効率的であることも事実ですが、共同事業であるが故に、意見調整作業に時間を費やすこと等の課題もあります。

- 例・ゴミの処理及び古賀高校については1市3町による共同事業
- ・消防については新宮町との共同事業
 - ・葬祭場については2市9町による共同事業

(2) 地方分権の受け皿

地方分権は今後21世紀に向けて、日本が現状の閉塞状況を打破し、更に一段の発展を遂げるためにも、是非とも達成しなければならない命題であります。そのためには我々地方自治体はその受け皿たり得る行財政能力を身につけて、国に対して更に権限と財源の移譲を要求していかなければなりません。

その受け皿となる要件として、より多様な行政ニーズに対応できる職員体制と、ある程度の財政規模は必要となりますが、統計的にはその規模は、人口でいえば10万人～20万人程度と思わ

れます。

(3) 効率化の必要性

国家財政が逼迫する中、地方交付税の削減は避けられず、地方自治体は過去に経験したことがないような厳しい財政運営を強いられることとなります。合併することによって、特別職、議員、職員の数は当然現状より減りますし、施設の重複も避けられる場合があります。

また、行政境を跨ぐことによって生じる多くの問題が解決でき、業務の効率化が図れます。

(4) 合併のマイナス面

合併により住民サービスが直ちに向上することはあまり期待できませんし、逆に市役所が遠くなる、周辺部が取り残される、市長の顔が見えにくくなる、きめ細かな住民サービスができなくなる、あるいは地域の伝統が消滅するといった懸念もありますが、これらは合併する自治体の規模等により評価が分かれることもあります。

(5) 結論

これまで述べてきたように、古賀市の発展の礎は合併によるところが大きく、今後の厳しい地方自治、都市間競争を生き抜いていくために、合併によって体力をつけることができれば、それは有効かつ重要なまちづくりの手段となります。

逆に合併しないとすれば、今から厳しい生き残りの具体策を準備していく必要があり、組織の簡素化、人員の削減等の行政努力を行ってもなお、事業の縮小は避けられないことになると思われます。身を切る決意もなく何とかなると高をくくるとは、甘い判断と言わざるを得ません。

但し、合併は相手のあることでもあり、相手先が古賀市との合併をどう判断するかということも重要であります。周辺自治体の動向

を勘案しますと、現在相手先及び時期を特定して合併を推進できる状況ではないと考えます。

従いまして、今後古賀市としましては、歴史、風土、文化、経済、生活面で関係の深い隣接3町もしくは4町を念頭において、単独もしくは複合的合併につき研究していくということが、現時点におけるギリギリの判断であると考えます。

今後とも、合併をめぐる環境は非常に流動的であり、状況の変化に適確に対応しつつ、古賀市、相手先双方にとって長期的に有益となる合併のあり方を、鋭意模索していきたいと思っています。

3. 共働のまちづくり

さて、今年度のテーマは「共働のまちづくり」であります。

年頭に申し上げましたように、共働の「共」には市民と市が対等の立場でお互いに役割を分担しながら、という想いが込められています。

今日では、急激とも言える社会状況の変化によって、福祉・健康づくり・子育て・環境・青少年育成等の行政ニーズが益々多様化しております。これらの問題を解決していくには、行政と市民の連携を図りながら協力体制を強固なものとし、それぞれの役割を分担して対応していくことが実情に即したより効率的なサービスを提供できるのではないかと考えております。

(1) 地域と行政の協力体制の整備

地域と行政の協力体制をより強力に推進するために本年度から「コミュニティ推進室」を新設し、行政内部の調整と地域コミュニティ窓口の一本化を図るとともに、小学校区におけるコミュニティの組織づくりと活性化を促す施策に取り組みたいと考えております。

(2) 人材の育成

地域コミュニティのリーダーとして活動できる人材の育成に取り組むとともに、現在地域で活動されている人や団体との調和と融

合を図りつつ、地域における人づくりを進めていきたいと考えています。

(3) 小学校区コミュニティの自立と活性化

行政区においては、地域と行政の協力体制の核として様々な地域の問題の解決に努められております。

しかし、近年、住民の身近な問題に対する地域の役割は大きなものとなりつつあり、一つの行政区では対応できない状況が生じることも予想されます。これらの問題を解決するため人材確保や行政区間の連携ができる広域的なコミュニティ機能が求められると考えております。

また、地域への各種補助金の統合化や市の事業を地域へ委託することにより、小学校区独自の自立的な活動を支援し、校区コミュニティの一層の活性化を図っていきたいと考えております。

4. 平成16年度の主な施策

(1) 文化・芸術の振興

福岡県で開催される「とびうめ国民文化祭」では、地域性を踏まえたイベントとして、漂着物に関するシンポジウムや漂着物の展示を行うほか野外コンサート等を継続実施し、市民に文化・芸術に親しむ機会を提供します。

(2) 交流の促進

- ・ 地域での交流に重点を置いて、人材の育成や交流事業の推進に取り組んで参りますとともに、今後益々進んでいくであろう少子・高齢化社会を踏まえ、生活者の視点でこれからの地域コミュニティづくりを目指すため、地域福祉計画の策定に取り組みます。
- ・ 円滑な地域の交流を推進するため東西道路網の整備を中心とした市道や県道及び国道整備に取り組み、市内循環バスの運行につきましては更に協議する必要性が生じたことから、17年度運行開始に向

けて運行検討委員会を立ち上げたいと考えています。

(3) 行財政改革と地方分権の推進

- ・ 市民参画や情報公開の充実により市民に開かれた行政運営を推進し、地方分権にふさわしい行財政改革の更なる推進を図ります。
- ・ 公の施設の指定管理者制度や民間活力の導入を含めた、市の事務運営のあり方を検討します。
- ・ 今年度から新たに民間企業への職員派遣や、行政評価システムを導入するとともに、有識者からなる補助金検討委員会(仮称)を立ち上げ、全ての補助金について総合的に見直しを行います。
- ・ 収税課を新設し徴収率の向上に努めます。

(4) 生涯現役社会づくり

- ・ 生涯学習の充実を図るとともに、「ゆい」、「しゃんしゃん」に続く生きがい活動拠点「古賀市介護予防支援センター」をグリーンパーク内に開設いたします。
- ・ これまで高齢者を含む市民全員の健康づくりのために散歩道整備を推進しておりますが、歩いてん道(その4)として、花鶴地区に新たな散歩道整備を行います。

(5) 青少年教育、社会教育

- ・ 平成14年度から検討を重ねてきました学校2学期制につき、平成16年度は全校で試行を行います。
- ・ 小学校低学年(1・2年生)の35人以下学級を平成16年度の1年生から措置し、更に学生ボランティアによる補助的指導をとり入れます。
- ・ 青少年総合センターの機能強化など地域ぐるみの青少年育成をめざすと同時に、交流を図るためグリーンパーク内にスケボーパークを整備します。
- ・ 図書館の開館日を増やします。

(6) 子育て支援

- ・ 子育て支援としてのファミリーサポート事業、保育所での「わくわく体験くらぶ」の継続的な取り組みとともに、本年度は、鹿部保育所の建設により保育基盤の充実を図ります。
- ・ 保護者の保育需要の多様化に対応するため、延長保育、障害児保育の充実とともに、一時預かり事業を新たに実施いたします。

(7) 人権尊重

部落差別をはじめあらゆる差別をなくすため、市民への啓発や職員研修に取り組むとともに、古賀市男女共同参画推進条例（仮称）を制定します。

(8) 個性ある美しい街並みの形成

- ・ 「古賀市都市景観賞」を新設し、古賀市の伝統美を保存するとともに、都市景観に配慮する動機づけを行います。
- ・ 「ドラマティックステーション検討委員会」及び「平成青柳宿検討委員会」は引き続き検討を重ねていただき、年度内には意見の集約をお願いし、実現可能なものから順次事業に取り組んで参ります。

(9) 環境

資源循環型社会の構築に向けて、引き続き市民や事業者に対しごみ減量の啓発に努めるとともに、環境基本計画、省エネビジョンによる施策の推進と、環境基本条例等を制定し環境保全に努めます。

(10) 地産地消の推進

地産地消を推進し、消費者と生産者の交流を進めることで生命・健康・食物に対する理解を深めて行きます。

冒頭にも申し上げましたが、今後地方自治は国との関係が大きく変化し

ていく中で、益々見通しが困難な状況になっておりますが、我々はいかなる状況になろうとも、自分の城は自分で守るという覚悟のもと、したたかに生き抜いて参りたいと思います。

市民、議員各位におかれましては、今後とも古賀市政に対しまして、厳しく、また時には温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上